

県立学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

(文科省の「教育活動の再開等に関するQ&A (5/13時点)」を参照)

【3つの感染リスク管理を徹底】

- ・換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉）
- ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集）
- ・近距離での会話や大声での発声を控える（密接）

1 基本的な感染症対策

① こまめな手洗いや咳エチケットの徹底

- ・外から教室等に入る時やトイレの後、昼食前後などこまめに手を洗う。
- ・基本的には、石けんと流水でよく手を洗う。洗えない場合、アルコールを含んだ手指消毒液を使用。石けんやアルコールに過敏に反応するなどの場合は、流水でしっかり手を洗うなど配慮する。
- ・マスクを着用。マスクがない場合に咳が出るときは、ハンカチ、ティッシュ、タオル、衣服の袖等で鼻と口を押える「咳エチケット」を指導。

② 特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液を使用し拭き取りを行う。

- ・学校における施設等の消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用。

③ 抵抗力を高める

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

④ 3つの感染拡大回避行動

- ・「うつらないよう自己防衛」「うつさないよう周りに配慮」「県外の外出自粛と3密回避!」を徹底する。特に、感染拡大地域（特定警戒都道府県）への外出自粛を徹底すること。

2 学校再開時に特に留意する感染症対策

- マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの徹底した感染症対策を講じること。
- 毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底し、発熱等がみられる児童生徒等については、自宅で休養させること。
- 登下校時に公共交通機関を利用する児童生徒等のマスク着用は特に徹底すること。
- スクールバス利用に当たっては、座席の間隔を十分にとる（2人掛け座席に1人）とともに、定期的な換気や消毒、児童生徒等のマスクの着用、会話を控えるなど、感染症対策を徹底する。
- 換気の悪い密閉空間にしないために、気候上可能な限り常時、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を同時に開け、窓のない部屋では常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして換気に努めること。エアコン使用時においても、換気は必要であることに留意すること。また、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底に留意すること。
- 教師と児童生徒等、児童生徒等同士の接触や、近距離での対面による会話等を避けること。
- 教壇前に透明フィルムを吊り下げる等、飛沫感染を防ぐための策を講じること。
- 物品の共用による感染を避けるため、ドアノブ、スイッチ、蛇口等、児童生徒等の触れる場所や、共用の教材、教具、情報機器等を、定期的に及び随時、消毒すること。
- 教師及び児童生徒等並びに児童生徒等同士の間に可能な限り身体的距離を確保すること。
- 最低1mの身体的距離を確保できるよう、机の配置等を工夫すること。
- 児童生徒等同士が接近・接触する実習・実技等の活動や、児童生徒等が密集して長時間活動するグループ活動は、実施しないこと。
- 児童生徒の「保健委員会」によるポスター作成や校内放送など、主体的な啓発活動に

取り組むこと。

3 給食時・昼食時に留意する感染症対策

(1) 給食時の感染症対策

3密環境となることをできる限り避けるため、配膳する児童生徒の衛生管理の徹底や、飛沫を飛ばさない、対面しないなどの対応を行うほか、学校の実情に応じた各種の工夫を行うこと。

特に特別支援学校の給食については、

- ・ 食堂で大人数が一堂に会して食事をする場面は避け、教室の利用等、少人数での給食を実施すること。また、対面しない、席の距離を空けるなどの対応を行うこと。
- ・ 児童生徒等の摂食指導や食事介助を担当する教職員は、必要に応じて手袋や使い捨てエプロンを使用するなど、衛生管理を徹底し、児童生徒等にとって安全・安心な給食となるよう心掛けること。
- ・ 自校給食においては、調理場の衛生管理を徹底すること。

(2) 高校等の昼食時の感染症対策

- ・ ホームルーム教室で昼食をとらせる場合は、机の移動等をさせず、自席で昼食をとらせること。
- ・ 特別教室等も活用して、分散の上、昼食をとらせる等の工夫も行うこと。
- ・ 会話をしながら昼食をとることがないよう、指導すること。